

建設業電子商取引導入支援事業

募集要項

平成22年8月

国土交通省

目 次

1. 事業の趣旨	1
2. 本事業の対象者	1
2.1. 対象者（協議会）	1
2.2. 協議会の要件	1
2.3. 協議会の構成員	1
2.4. 事業管理者の設置	2
3. 支援内容及び実施方法について	3
3.1. 支援内容	3
3.2. 実施方法	4
4. 事業実施スケジュール	6
5. 応募手続き	6
5.1. 募集期間	6
5.2. 提出書類及び提出先	6
6. 審査及び選定	7
6.1. 審査・選定	7
6.2. 審査内容	7
6.3. 選定結果の公表	7
6.4. 選定協議会への説明会	7
7. その他	8

1. 事業の趣旨

建設投資の急速かつ大幅な減少、価格競争の激化、資材価格の高騰、不動産業の業況悪化等により建設産業は非常に厳しい状況におかれており、建設企業各社は、経営の合理化や収益力の向上により経営基盤の強化を図るとともに、取引の適正化、透明性の確保等を進め、生産性の向上に努めることが一層強く求められています。

C I - N E Tは、元請下請間での見積、注文、出来高報告、請求、支払等のやり取りを電子的に行うことにより、業務処理の効率化、コストの低減を図ることができるとともに、かつ、コンプライアンスにも寄与するものとして、建設業における電子商取引の標準規約として建設産業界全体で推進されており、国土交通省としてもその普及促進を図っています。

本事業では厳しい経営環境におかれている建設企業の経営の効率化を図るため、C I - N E Tの導入を意欲的に検討している総合工事業者、専門工事業者等の工事請負会社及び建設産業団体等により構成される企業グループ（以下、協議会という。）を対象として、建設業電子商取引導入検討の為に支援技術者（以下、支援技術者という。）を派遣し、導入に必要な手続き・設備、導入の費用対効果等についての検討を行うなど電子商取引導入のための支援・助言を行います。

2. 本事業の対象者

2.1. 対象者（協議会）

建設産業の経営の効率化を図るためにC I - N E Tの導入を検討している総合工事業者、専門工事業者等の工事請負会社及び建設産業団体等により構成される企業グループ（協議会）を対象とします。

2.2. 協議会の要件

協議会の要件は以下の通りとします。

- ・総合工事業者とその取引関係にある専門工事業者等の3社以上を含む企業・団体から構成されること（1協議会は合計4社以上で構成されること）。
- ・構成員の過半数がC I - N E Tを未導入であること（協議会の構成員にはC I - N E T導入済み企業が含まれていても構わない）。

※応募された協議会のうち全国で5協議会程度を選定し支援を行います。

2.3. 協議会の構成員

協議会の構成員は、次に掲げる者となります。

- 総合工事業者（複数可）
- 3社以上の専門工事業者等の工事請負取引先
- △ 建設産業団体（※1）
- △ その他資材調達等の取引先

【記号の意味】

○ 必須の構成員です。

△ 任意の構成員です。

（※1）ここでいう建設産業団体とは、

① 建設業法第27条の37の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事に対して届出を行っている団体

② ①の届出団体の会員としての団体又は支部組織

③ その他、法律に基づき設立された団体であって、主たる構成員が建設業の事業を営む者であるもの（当該団体に主たる構成員が建設業の事業を営む者である特別の組織を有するものを含む。）

のいずれかに該当するもので、例えば以下のような団体を指します。

・都道府県の建設産業団体（支部組織を含む。）

・専門工事業団体

・事業協同組合（主たる組員が建設業の事業を営む者であるものに限る。）

等

- POINT -

※ 本事業は、個別の建設企業を利することを目的としているものではありません。従って、合計4社以上の建設企業により協議会を構成していただく必要があります。

※ 応募の時点では協議会が設置（開催）されている必要はありませんが、協議会の各構成員の情報を応募書類に記載して提出していただく必要があります。

※ 応募の時点で、協議会の構成員から参画の同意が得られていない場合、応募できませんのでご注意ください。

※ 協議会の協力者として、総合工事業者等の社内システムの支援ベンダー等を合同検討会に参加させる事は可能ですが、協議会の必須構成員とはなりません（必須構成員としてカウントされません）のでご注意ください。

2.4. 事業管理者の設置

協議会において、事業の運営管理、協議会構成員との相互の調整を行う責任者として、協議会に事業管理者を置く必要があります。

事業管理者は、事業を遂行するに十分な管理能力があることが必要となります。

3. 支援内容及び実施方法について

3.1. 支援内容

本事業における支援内容は下記の通りです。

・ 協議会に合った適切なC I - N E T導入方式の検討支援

各企業の業務状況、システム化状況をヒアリングし下記のC I - N E T導入タイプから適切な導入方式についての情報提供・アドバイスを実施します。

- － 自社構築タイプ
- － A S P活用タイプ
- － 業務ソフト活用タイプ . . . 等

・ C I - N E T体験環境を用いたC I - N E T導入費用及び効果の検討支援

支援技術者にて準備する「C I - N E T体験環境」を利用し、実運用を想定したC I - N E Tの操作体験をしていただきます。これにより導入後の業務に係わる作業時間の短縮量や、コピー代・印刷代・郵送代等のコスト削減量を予測し、導入後の業務の効率化、費用削減効果を数値化していただきます。またC I - N E T導入に係わる初期投資費用、運用費用に関しての情報提供・アドバイスを実施します。

・ C I - N E Tにおけるトータルメリットの検討支援

現状の商取引に係わる作業時間や、書類枚数を調査していただきます。この情報に上記の導入後の業務効率化を数値化した情報を照らし合わせることで、導入前と導入後の業務に係わるコストの変化（効果）の予測を行います。

また、協議会内でコスト面以外のメリットや、将来性（他業務へのデータ活用や、業務の透明化など）を討議し、電子商取引における付加価値に関する情報提供・アドバイスを実施します。

・ C I - N E T導入の際の費用負担計画の策定支援

初期導入時や運用時に必要と思われる費用を元に、協議会内でC I - N E T導入の際の費用負担に関する討議を実施します。発注者・受注者における費用負担の考えや、業務対象部署別の費用負担の考えなどについて情報提供・アドバイスを実施します。

・ その他C I - N E T等 I C T導入についての課題の整理と可能性の検討

C I - N E T導入にあたっては、利用者の教育や拠点間ネットワークの検討、社内業務フローの見直し等、関連する様々な課題・問題に対する検討が必要になる場合があります。

協議会での合同検討会を通して、C I - N E T導入等に係わる様々な問題や課題を整理して、その対応策や回避方法等について討議していただきます。また、C I - N E T導入に伴う波及効果としての社内 I C T化促進による今後期待される効果・可能性について討議していただきます。

合同検討会では課題の整理と可能性の検討にあたって、支援技術者より助言や、アドバイスを受けることが出来ます。

3.2. 実施方法

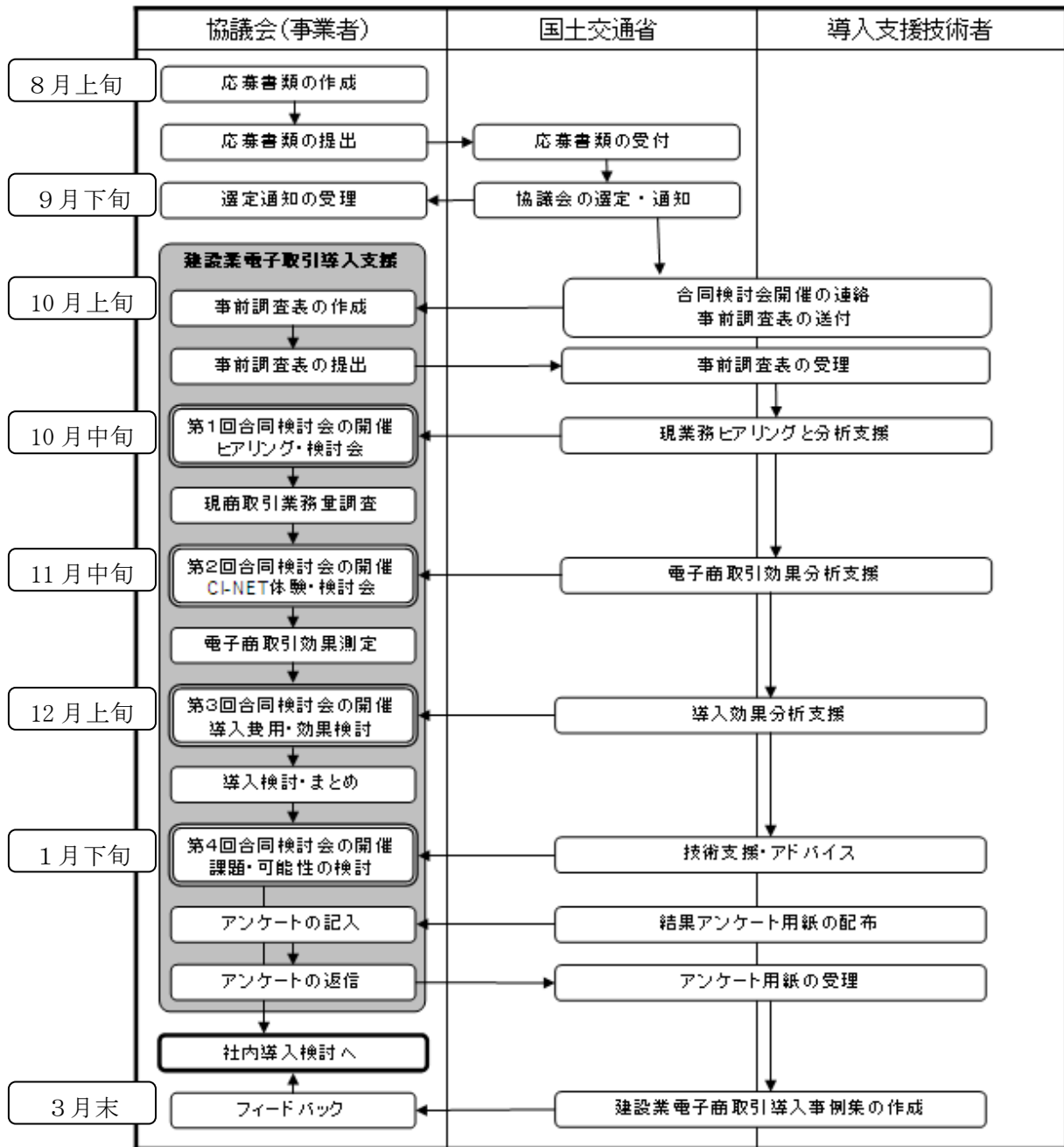
協議会では、構成員を一堂に会しC I - N E T導入に係る検討や費用対効果の予測等を行う会議（以下、合同検討会という。）を開催していただきます。合同検討会には、支援技術者を参加させ、C I - N E T導入に関する助言・支援を実施します。

合同検討会における支援技術者の助言・支援作業は、初回のヒアリング打合せを含め4回程度を想定しております。また合同検討会は1回あたり半日～1日程度になります。

事業実施期間中、支援技術者は協議会からのC I - N E Tに関する相談・問合せ等を電話や電子メール等にて受け付けます。またご質問等に対しては、電話や電子メール、次回の合同検討会の場において回答、助言、アドバイスをします。

※注意事項

現地での合同検討会の開催会場（打合せ会議室等）および、C I - N E T体験環境利用時の操作パソコン・ネットワーク環境は協議会にてご準備をお願いします。（利用OSバージョン等の詳細な情報は別途説明会にてご説明します。）



電子商取引導入支援事業の流れ（イメージ図）

4. 事業実施スケジュール

本事業は下記のスケジュールで実施いたします。合同検討会の実施に当たっては下図の期間で実施予定ですが、その日程については別途ご連絡いたします。1回あたりの合同検討会の開催は半日～1日程度を想定しております。

- ・ 募集期間 平成22年8月10日（火）～平成22年9月10日（金）
- ・ 選定通知 平成22年9月下旬
- ・ 事業期間 平成22年10月上旬～平成23年3月

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
選定通知	通知						
事前調査表	配布	返信					
第1回合同検討会 ヒアリング・検討会		合同検討会	現状調査				
第2回合同検討会 CI-NET体験・検討会			合同検討会	効果予測			
第3回合同検討会 導入費用・効果検討				合同検討会	効果・課題検討		
第4回合同検討会 課題・可能性の検討					合同検討会	社内検討	
事例集作成						事例集作成	フィードバック

■ 事務局作業
 ■ 協議会員作業
 ■ 合同検討会の開催

建設業電子商取引支援事業スケジュールの概要

5. 応募手続き

5.1. 募集期間

平成22年8月10日（火）～平成22年9月10日（金）必着

5.2. 提出書類及び提出先

別途定める提出様式（様式1～3）に必要事項を記入のうえ、国土交通省建設市場整備課あてに郵送にて提出してください。封筒には、「建設業電子商取引導入支援事業 応募書類在中」と朱書きしてください。

問い合わせ先及び応募書類の提出先

国土交通省総合政策局建設市場整備課
〒100-8918
東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 中央合同庁舎3号館
TEL:03-5253-8111 内線：24-816

6. 審査及び選定

6.1. 審査・選定

国土交通省建設市場整備課において書類の形式的な確認（審査）を行い事業の候補を選定します。その後、審査・選定委員会を開催し、支援対象協議会を決定、応募者にその旨通知します（選定結果は全員に通知します。）。

なお、本事業では全国から5協議会を選定する予定です。

6.2. 審査内容

審査・選定委員会では、提出いただいた内容について、以下の観点から審査を行います。なお、審査の経過に関する問合せには応じませんので、あらかじめご了承ください。

- ・ 導入の目的
- ・ 応募の理由
- ・ 以前導入検討を行った際の課題・問題点等
- ・ 技術者に求める支援内容
- ・ 電子商取引に期待する項目
- ・ 今後の導入目標や期待する成果
- ・ 地域建設企業の活性化など建設産業全体に対する波及効果や寄与

6.3. 選定結果の公表

選定された協議会については、平成22年9月中を目途に、協議会名、構成員等を国土交通省ホームページにおいて公表します。

6.4. 選定協議会への説明会

選定された協議会を対象に、第一回合同検討会において支援事業実施に関する説明会を開催する予定です。

7. その他

- ・協議会（事業管理者）の所在地域を管轄する地方整備局等が、協議会のオブザーバーとして参加する場合があります。
- ・応募内容に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合、協議会の選定の取り消しを行うことがあります。